

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	介護保険法	法令番号	平成 9 年法律第 123 号				
手続名	指定介護予防サービス事業者の業務運営の公表	根拠条項	第 115 条の 8 第 2 項				
処 分 基 準	<p>(1) 県が、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 8 第 1 項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったとき</p> <p>(2) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 3 5 号）</p> <p>(3) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について （平成 11 年 9 月 17 日 老企第 25 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）</p>						
対応 区分		処理 機関	長寿社会課	交付 機関	長寿社会課	目次 No.	